

やまがた き ち く かつ せい かけい かく  
山形1期地区活性化計画  
(変更)

山 形 県

平成20年 7月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	山形1期地区						
都道府県名	山形県	市町村名	山形市、寒河江市 最上町、鶴岡市、 白鷹町	地区名	村木沢西部、日田中向、富沢上 堰、花沢、西郷北部、中山、鮎貝、 高屋	計画期間	平成20年度～平成22年度

## 目 標 :

本計画は「山形県農業農村整備事業長期計画(平成18年3月)」における基本方針に基づき、①農業の持続的な発展のための競争力の高い経営体の育成・支援、②水田畑地化の計画的な推進による畑作物の生産振興、③多様な主体の参画による農村づくりと快適な農村居住空間の創造を図り、農業の持続的な発展と農村の活性化に寄与し、農業従事者の定住や都市との地域間交流の促進に貢献するものである。

目標としては、活性化区域内で新たな就農者を確保しつつ、人口減少の緩和を図ることとし、具体的には過去5年間の区域内における人口減少率3.4%に対し、計画期間完了後(3年後)の人口減少率を3%以下に食い止めることを目指す。また、その手段としては、以下の事業を活用する。

- ①食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全として、遊休農地解消支援、小規模農林地等保全整備(農用地保全)、及び基盤整備(農業用道路)を活用し、農業従事者の定住促進に資するため、農地の利活用、及び樹園地帯の農作業機能を確保する面積29.6ha。
- ②農業従事者の定住促進に資する332haの経営体育成基盤整備事業の事業化推進に向け、農用地集団化事業の活用を図り、計画期間内に基盤整備の着手を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着手するまでの期間を2年以内、
- ③水田畑地化振興対策の確実な推進として、基盤整備(暗きょ排水)を活用し、農業従事者の定住促進に資するため、ほ場内排水機能を確保する面積33.3ha
- ④農業水利施設の適切な維持管理と計画的な整備・更新として、基盤整備(農業用排水施設)を活用し、農業従事者の定住促進に資するため、水田地帯の用水機能を確保する面積59.7ha。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

山形県は、本州東北地方の南西部に位置し、北には県境の鳥海山、東は県境の蔵王山を含む奥羽山脈、南は県境の吾妻連峰、朝日連峰と美しい山々に囲まれ、西は日本海に面しているが、夏は最高気温40.8℃の記録を有し、冬は雪に覆われる盆地型気候である。

本県の耕地面積は12万5千haで県土面積の13.4%を占めており、県内を縦断して流れる最上川の清流など、豊かな自然・水・土地に恵まれ、先人から受け継がれた高い技術により、おいしい農林水産物を産出・供給する全国有数の農業県である。

【村木沢・村木沢西部地区】 県の東南部にある山形市の西部に位置し、一級河川須川が北流する水田地帯である。地形は東西に1/50程度の傾斜をなし、水稻を中心とした農業地帯である。現在は「村木沢あじさい営農組合」を主体とした畑作物の本作化に取組み、農用地の高度利用による地域農業の振興を図っている。

【高屋・日田中向地区】 県のほぼ中央部にある寒河江市の東部に位置し、地区の中央を一級河川沼川が最上川に合流している果樹地帯である。地形は、東西に1/200～500程度の傾斜をなし、主にさくらんぼを中心に作付が拡大されている。

【中山・鮎貝地区】 県南部置賜盆地の北部にある白鷹町に位置し、霊峰白鷹山の麓の地域である。標高は300mから500mという典型的な中山間地域であり、農業は農地集積を図りながら水稻を中心に、特産物のホップ、酪農、トマト等の栽培のほか、高原地帯の良品質なそばの栽培を行っている。

【富沢上堰地区】 県の東北端にある最上町の東部に位置し、地区の北部をJR陸羽東線及び国道47号線が走り、南側を一級河川最上小国川が流れる水田地帯である。標高は212m～236mで、東西に1/45程度の傾斜を有し、水稻を基幹としながらも大豆やそば、アスパラガスの栽培面積が増加している。

【花沢地区】 庄内地方の南部にある鶴岡市の東部に位置し、地区の東側を一級河川藤島川が北流している水田地帯である。地形は南北に1/50程度の傾斜をなし、水稻を基幹的な作物としながらも、大豆やえだまめ、アスパラガスなど、転作の本作化に向け、農用地の高度利用による地域農業の振興を図っている。

【西郷北部地区】 庄内地方の南部にある鶴岡市の北部に位置する地域であり、地区の東側を一級河川大山川が北流している水田地帯である。地形は東西に1/1000程度の平坦地であり、水稻を中心としながらも大豆等の土地利用型作物や隣接する砂丘畑を活用した畑作物の栽培など、複合経営による農業を展開している。

## 現状と課題

本県における農業の現状は、年々農家数が減少する一方、経営耕地面積5ha以上の大規模農家は増加している。また、農業就業人口も減少傾向にあるものの近年は減少幅が小さくなっている。年齢階層別に見ると、65歳以上の高齢者が55%以上を占めており、今後急激に減少することが懸念される。県内の新規就農者は毎年150人程度であるが、毎年1000人程度発生する離農者の比べると絶対数は少ないものの、大部分は35歳以下の若年層となっている。また、農業生産法人は、増加傾向にはあるが毎年数件であり、中核的な担い手である認定農業者は増加しており、認定農業者等への農地の利用集積面積割合も毎年高くなっている。

耕地面積は、近年緩やかな減少傾向にあり、一方、耕作放棄地面積は、増加の傾向にある。特に生産条件が不利な中山間地域において耕作放棄率が高くなっている。耕作放棄地は、害虫の発生源になるなど農作物の生産活動や居住環境に悪影響を及ぼしている。

【村木沢・村木沢西部地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲2%)し、また農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲9%)している。現在、水田を中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るため、機械の共同利用や品質・栽培・肥培管理・集出荷・販売などを統一的に進めているが、一部耕作放棄地が見受けられるとともに、排水が悪く、転作田を活用した畑作物の収量・品質が伸びない状況にある。

【高屋・日田中向地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲2%)し、また、農業従事者数は現状を維持している。現在、サクランボを中心とした果樹団地であり、地区内の一級河川沼川に架かる木橋が築造後40年以上経過し、老朽化が著しいため農作業車の通行に危険が生じている。また、観光果樹園内の樹木の老朽化や耕作者の高齢化により、地権者との賃貸借契約の継続が困難となっている。

【中山地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲13%)し、また農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲7%)している。現在、農家の高齢化や後継者不足など、近年、人口減少に拍車がかかり「超」少子高齢の村であるため、良好な農地の保全ということを含め、地域の課題となっている荒廃桑園の利活用を図り、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る必要がある。

【鮎貝地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲11%)し、また農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲8%)している。現在、農家の高齢化や後継者不足など、近年、人口減少に拍車がかかり「超」少子高齢の地域であるため、酪農の振興及び良好な農地の保全ということを含め、地域の課題となっている荒廃桑園を飼料畑として利活用を図り、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る必要がある。

【富沢上堰地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲4%)し、また農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲1%)している。現在、県営ほ場整備事業により区画整理は完了しているものの、地区内農家の減少や高齢化、担い手不足のほか、経年変化により土水路の洗掘・崩壊が著しく、また、トンネル内のコンクリート損壊や剥離によって用水量の確保や維持管理に多大な労力を費やし、営農に支障をきたしている状況である。

【花沢地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲4%)し、また農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲3%)している。現在、JAによる支援体制のもと、地元大豆組合・転作飼料生産組合等が中心となって転作計画に取り組み、水田を活用した転作の本作化を展開しているが、地区内ほ場の排水条件が十分でないため、畑作物の生産性が低く、品質の悪化や効率的な機械作業に支障をきたしている。

【西郷北部地区】 地区内の人口は減少(H12⇒H17 ▲4%)し、また農業従事者数も減少(H12⇒H17 ▲4%)している。現在、ほ場は20a程度の区画となっているが、用排水路が兼用で浅く素掘水路のため排水状況が悪く、地下水位も高いため、大型機械の導入ができない状況となっており、一部の区域に耕作放棄地が点在し、水田転作の定着や農地の集団化ができない状況である。

## 今後の展開方向等

「山形県農林業振興計画(平成18年3月)」に基づく、(1)環境と調和した農業の展開と競争力の高い農林水産業経営の実践、(2)集落機能の再生と都市との共生・対流による農山漁村の活性化の基本目標を具現化するため、「山形県農業農村整備長期計画(平成18年3月)」に基づき、事業の受益者や行政及び地域住民が農業や農村の持つ役割とその発揮について意識を共有し、それぞれが連携しながら役割を果たしていく。

【村木沢・村木沢西部地区】 農用地利用改善組合を中心に地権者や担い手農家との調整を行い地域内の耕作放棄地を復元するとともに暗きょ排水による基盤の条件整備を行い、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持を図る。

【高屋・日田中向地区】 橋梁の改修によって農作業車の安全性を確保し、効率的な営農の展開による農家経営の安定化を図り、また、農用地利用改善団体を中心に、地権者や担い手農家との調整を行い、桃団地及び野菜団地として利活用することにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持を図る。

【中山・鮎貝地区】 「白鷹町そばの里づくり振興会」や「山形県酪農業協同組合」等が中心となり、地権者や担い手農家との調整を行い、荒廃桑園を利活用した「そば団地」及び「飼料作物の生産団地」を形成することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【富沢上堰地区】 幹線用水路の改修整備を早急に行うことにより、安定した農業用水の確保と農業従事者の維持管理や負担低減を図り、また、転作による畑作の団地化と栽培体系の技術導入による地域農業への貢献と集落の活性化を図ることにより、農業従事者の定住維持に努める。

【花沢地区】 「鶴岡市地域水田農業ビジョン」において、大豆やえだまめ、アスパラガス、ブルーベリー、おうとう等を重点作物として位置付け、排水対策を行い生産拡大を目指すとともに、転作田からの畑地所得の安定確保と向上により地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

【西郷北部地区】 早急な基盤条件の整備による効率的な用水確保や機械作業の効率化による労働力の節減など、農地の集積や集落営農の推進が図られ、農業後継者の確保など地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図る。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
山形市	村木沢	遊休農地解消支援、小規模農林地保全整備(農用地保全)	山形市 山形農業協同組合	有	ニ	
寒河江市	南部(高屋)	遊休農地解消支援、小規模農林地保全整備(農用地保全)	寒河江市 寒河江市南部地区農用地利用改善組合	有	ニ	
白鷹町	中山・鮎貝	遊休農地解消支援、小規模農林地保全整備(農用地保全)	白鷹町 白鷹町そばの里づくり振興会 山形県酪農業協同組合	有	ニ	
山形市	村木沢西部	基盤整備(暗きょ排水)	山形農業協同組合	有	イ	
寒河江市	日田中向	基盤整備(農業用道路)	寒河江市	有	イ	
最上町	富沢上堰	基盤整備(農業用排水施設)	最上町	有	イ	
鶴岡市	花沢	基盤整備(暗きょ排水)	今野川土地改良区	有	イ	
鶴岡市	西郷北部	基盤整備(農用地等集団化)	西郷土地改良区	有	イ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

本県の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る活性化計画に当たっては、関係市町村の提案に基づく事業等を支援するものであり、関係市町村並びに実施主体との連携を強化し、農山漁村における定住等や農山漁村と都市との地域間交流を促進し、農山漁村の活性化を図っていく。

### 3 活性化計画の区域

山形1期地区(山形市ほか4市町)	区域面積	3,212 ha
本計画における活性化区域面積は、関係市町村による事業計画9地区の受益面積を合計した454.6haを含む、集落単位を基本とした3,212haを設定している。		
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係：  活性化区域面積3,212haのうち、農用地及び林地の面積は2,722haであり、85%を占めている。 近年、区域においては、農業従事者の減少(平成12年から平成17年までに117人、3.5%の減少)は進んでいるものの、受益地は農業振興地域内であり、土地利用状況として、水稻や畑作物、果樹の生産を行うなど、農作物の栽培を目的とした耕地であり、現在も優良な農用地として活用され、農業が重要な産業として位置づけられる農業従事者の重要な地域である。		
②法第3条第2号関係：  県内では農家数と農業就業人口の減少や高齢化、更には耕地面積の減少と耕作放棄地の増加など、農産物の生産活動や居住環境に悪影響を及ぼしている。 本区域においても、農業従事者の減少(平成12年から平成17年までに117人、3.5%の減少)や定住人口の減少(平成12年から平成17年までに411人、3.4%の減少)が進行している。 その中で、持続的な農業経営の安定や農地利用集積のほか、畑作物、果樹等による所得向上を目指す農業従事者を支援するためにも、農業生産基盤の条件整備は必要不可欠である。 本計画における活性化区域において、やる気のある農業従事者の定住維持や促進を図るため、これらの条件整備を行うことは、地域の活性化にとって有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係：  本計画における活性化区域は、農業振興区域の優良な農用地であり、市街地を形成している区域は含んでいない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者			農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)
						氏名	住所		氏名	住所			
該当なし													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80%; margin: auto;"> <p style="font-size: 1.2em;">該当なし</p> </div>
--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

本計画の目標は、活性化区域内での新たな就農者を確保しつつ、人口減少の緩和を図ることとし、具体的には過去5年間の区域内における人口減少率3.4%に対し、計画期間完了後(3年後)の人口減少率を3%以下に食い止めることを目指すことである。

このため、県は、事業完了後(H20～H21)及び計画が終了する時点(H22)において、目標達成の手段として活用する下記事業により機能確保が図られた面積を把握し、結果として、本区域内の人口を整理(H22国勢調査等)し、平成17年度から平成22年度までの人口減少率を算定し、目標の達成状況に関する評価を行うとともにその結果を公表することとする。

- ①食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全として、農地の復元、及び農業用道路の改修整備により、農業従事者の定住促進に資するため、農地の利活用と樹園地帯の農作業機能の確保する面積 29.6ha。
- ②農業従事者の定住促進に資する332haの経営体育成基盤整備事業の事業化推進に向け、農用地集団化事業の活用を図り、計画期間内に基盤整備の着手を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着手するまでの期間を2年以内。
- ③水田畑地化振興対策の確実な推進として、暗きょ排水等の新設整備により、農業従事者の定住促進に資するため、ほ場内排水機能の確保を目指す面積33.3ha。
- ④農業水利施設の適切な維持管理と計画的な整備・更新として、農業用排水施設の改修整備により、農業従事者の定住促進に資するため、水田地帯の用水機能の確保する面積59.7ha。

### ① 定住等の促進に資する遊休農地が解消される面積

地区名	事業名	受益面積	H19	H20	H21	H22	備考
村木沢	遊休農地解消支援	(260ha)		○			○印は計画地区の事業実施期間であり、事業の完了時点で受益地内に効果が発現され、計画が完了する時点(H22)で目標の達成状況の把握と評価を行う。
南部	遊休農地解消支援	(130ha)		○			
中山・鮎貝	遊休農地解消支援	(197.0ha)		○			
村木沢	小規模農林地等保全整備(農用地保全)	2.3ha		○			
高屋	小規模農林地等保全整備(農用地保全)	2.5ha		○			
中山	小規模農林地等保全整備(農用地保全)	5.0ha		○			
鮎貝	小規模農林地等保全整備(農用地保全)	2.0ha		○			
計		11.8ha					

### ② 定住等の促進に資する農道・用水路・暗きょ排水等の農業生産基盤の機能が確保される面積

地区名	事業名	受益面積	H19	H20	H21	H22	備考
村木沢西部	暗きょ排水	17.0ha		○	○		○印は計画地区の事業実施期間であり、事業の完了時点により受益地内に効果が発現され、計画が完了する時点(H22)で目標の達成状況の把握と評価を行う。
日田中向	農業用道路	17.8ha		○	○		
富沢上堰	農業用排水施設	59.7ha		○	○		
花沢	暗きょ排水	16.3ha		○	○		
計		110.8ha					

### ③ 計画期間内に区画整理事業等が着手される地区

地区名	事業名	受益面積	H19	H20	H21	H22	備考
西郷北部	農用地等集団化	332.0ha		○			○印は計画地区の事業実施期間であり、その後に区画整理事業が着手されることにより効果が発現されるが、計画が完了する時点(H22)で目標の達成状況の把握と評価を行う。
計		332.0ha					

# 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要 (変更)

計画主体名	計画期間
やま がた けん 山 形 県	平成20年度～平成22年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
山形県農林水産部農村計画課	023-630-2495	023-630-2509	<a href="mailto:nokei@pref.yamagata.jp">nokei@pref.yamagata.jp</a>

# I 事業活用活性化計画目標(1/3)

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する遊休農地の解消 【遊休農地解消支援】 【小規模農林地等保全整備】	(調査対象面積 587ha) 解消面積 11.8 ha	計画区域における遊休農地の解消面積(ha) = 計画区域内の計画区域における土地条件整備による 遊休農地の解消面積(ha) = 11.8ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
<p>【村木沢】 計画目標面積 2.3ha            本地区は、水田を中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るため、機械の共同利用や品質・栽培・肥培管理・集出荷・販売などを統一的行なっているが、一部耕作放棄地が見受けられるとともに、排水が悪く、転作田を活用した畑作物の収量・品質が伸びない状況にある。            このため、農用地利用改善組合を中心に地権者や担い手農家との調整を行い地域内の耕作放棄地を復元するとともに暗きょ排水による基盤の条件整備を行い、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持を図るものである。            設定する目標は計画区域における遊休農地の解消面積であり、農地保全事業により農地を復元し利活用を図る面積とする。</p>		
<p>【南部(高屋)】 計画目標面積2.5ha            本地区は、サクランボを中心とした果樹団地であり、観光農業が盛んな地域である。今回、昭和62年から続いた観光果樹園が樹木の老木化、耕作者の高齢化により、地権者との契約が平成20年度で切れることから、継続を断念したため、その後の対応について農用地利用改善団体を中心に、地権者や担い手農家との調整を行い野菜団地として利活用することにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持を図るものである。            設定する目標は計画区域における遊休農地の解消面積であり、農地保全事業により農地を復元し利活用を図る面積とする。</p>		
<p>【中山】 計画目標面積5.0ha            本地区は、地域づくりに積極的な地域であり、優れた景観等地域資源を活用した活動に取り組んでいる。今回、白鷹町の「そばの里づくり振興会」が中心となって、地権者や担い手農家との調整を行い地域の課題となっている荒廃桑園を利活用し、そば団地を形成することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。            設定する目標は計画区域における遊休農地の解消面積であり、農地保全事業により農地を復元し利活用を図る面積とする。</p>		
<p>【鮎貝】 計画目標面積2.0ha            本地区は、地域づくりに積極的な地域であり、酪農の盛んな地域である。今回、輸入飼料作物が高騰したことに伴い、白鷹町及び山形酪農業協同組合が中心となって、地権者や担い手農家との調整を図り地域の課題となっている荒廃桑園を利活用し、飼料作物の生産団地を形成することにより、酪農振興と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。            設定する目標は計画区域における遊休農地の解消面積であり、農地保全事業により農地を復元し利活用を図る面積とする。</p>		

## I 事業活用活性化計画目標(2/3)

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保 <b>【基盤整備(農業用排水施設・農道・暗きょ排水)】</b>	110.8 ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により 条件整備され機能が確保された農地の面積(ha) = 110.8ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
<p><b>【村木沢西部】</b> 計画目標面積 17.0ha            本地区は、水田を中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るため、機械の共同利用や品質・栽培・肥培管理・集出荷・販売などを統一的行なっているが、一部耕作放棄地が見受けられるとともに、排水が悪く、転作田を活用した畑作物の収量・品質が伸びない状況にある。            このため、地域内の耕作放棄地を復元するとともに暗きょ排水による基盤の条件整備を行い、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持を図るものである。            設定する目標は計画区域における農業用排水施設等(暗きょ排水)の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とする。</p>		
<p><b>【日田中向】</b> 計画目標面積 17.8ha            本地区は一級河川沼川に架かる主桁が木橋の橋梁で、築造後40年以上が経過し、老朽化が著しく農作業車の通行に危険が生じている状況である。            このため、木製の橋梁をコンクリート橋に改修することによって農作業車の安全性を確保し、効率的な営農の展開により農家経営の安定を図ることにより、農業従事者の定住維持を図るものである。            設定する目標は計画区域における農業用排水施設等(農道)の整備・保全により条件整備され、機能が確保された農地の面積とする。</p>		
<p><b>【富沢上堰】</b> 計画目標面積 59.7ha            本地区の農業用水路は昭和4年に築造され、経年変化により土水路の洗掘・崩壊が著しく、また、トンネル内のコンクリート損壊や剥離によって用水量の確保や維持管理に多大な労力を費やしている。            このため、幹線用水路の改修整備を早急に行い、安定した農業用水の確保と農業従事者の維持管理や負担低減を図ることにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持に努めるものである。            設定する目標は計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され、機能が確保された農地の面積とする。</p>		
<p><b>【花 沢】</b> 計画目標面積 16.3ha            本地区は、転作の増加により地区内でも大豆を中心とした園芸作物の作付が増加しているが、ほ場の排水状況が悪く効率的な機械作業ができないことや作物の品質にも影響している。            このため、暗きょ排水による基盤の条件整備を行い、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持を図るものである。            設定する目標は計画区域における農業用排水施設等(暗きょ排水)の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とする。</p>		

# I 事業活用活性化計画目標(3/3)

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 基盤整備の円滑化 【基盤整備(農用地等集団化)】	2 年	計画区域における区画整理事業着手までの年数(年) = 事業実施後、区画整理事業の着手までの年数(年) = 2 年
事業活用活性化計画目標の設定根拠  【西郷北部】 計画目標面積 332ha 本地区は、20a程度の区画で用排水路が兼用、浅い素掘水路のため排水状況も悪く、大型機械の導入ができない状況であり、一部、耕作放棄地が点在し、水田転作の定着や農地の集団化ができない状況である。 このため、区画整理や揚水機場の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものである。 設定する目標は計画区域における区画整理事業着手までの年数とし、事業着手に向けて、従前図調整や従前地再調査などの換地設計基準を作成し、工事着手後における換地計画の樹立・換地処分を円滑に推進するための基礎調査、啓発活動及び合意形成を行う必要があることから、計画期間内に基盤整備の着工を目指すこととし、事業完了後、基盤整備に着工するまでの年数を目標と設定した。  ○ 事業実施 (H20) ○ 基盤整備事業の着手目標 (H21~22目標)		
Empty space for additional details or notes		

## II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費(千円)	交付金要望額(千円)	交付額算定交付率	交付限度額(千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
遊休農地解消支援	村木沢	遊休農地の土地条件、荒廃状況等の実態調査、分布図の作成及び検討会の開催	村木沢集落農地260ha	H20	山形市	—	—	50%	—	本地区は、水田を中心とした土地利用型農業の効率的な生産が進められているものの、担い手不足などから耕作放棄地が見受けられるようになり課題となっている。そのため、農地復元に向け、農用地利用改善組合を中心に地権者や担い手農家との調整を行うものである。
農地等保管保全整備(農用地保全)	村木沢	耕作放棄地農地復元・障害物(小喬木等)除去・整地等	面積 水田2.3ha	H20	山形農業協同組合	2,700	1,350	50%	1,350	本地区は、水田を中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るため、機械の共同利用や品質・栽培・肥培管理・集出荷・販売などを統一的行なっているが、一部耕作放棄地が見受けられるとともに、排水が悪く、転作田を活用した畑作物の収量・品質が伸びない状況にある。
基盤整備(暗きよ排水)	村木沢西部	暗きよ排水の整備 ・本暗きよ(ポリ管) ・補助暗きよ(籾殻)	面積17.0ha ポリ管φ75 モミガラ	H20～H21	山形農業協同組合	50,000	25,000	50%	25,000	このため、地域内の耕作放棄地を復元するとともに暗きよ排水による基盤の条件整備を行い、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持を図るものである。
遊休農地解消支援	南部	遊休農地の土地条件、荒廃状況等の実態調査、分布図の作成及び検討会の開催	南部地区農地130ha	H20	寒河江市	—	—	50%	—	本地区は、サクランボを中心とした果樹園地であり、観光農業が盛んな地域である。今回、昭和62年から続いた観光果樹園が樹木の老木化、耕作者の高齢化により、地権者との契約が平成20年度で切れることから、継続を断念したため、その後の対応について農用地利用改善団体を中心に地権者や担い手農家との調整を図り、桃園地及び野菜園地として利活用することで、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。
農地等保管保全整備(農用地保全)	高屋	耕作放棄地農地復元・障害物(老木等)除去・整地等	面積 樹園地2.5ha	H20	寒河江市南部地区農用地利用改善組合	3,300	1,650	50%	1,650	
遊休農地解消支援	中山・鮎貝	遊休農地の土地条件、荒廃状況等の実態調査、分布図の作成及び検討会の開催	中山・鮎貝地区農地190.7ha	H20	白鷹町	250	125	50%	125	本地区は、地域づくりに積極的な地域であり、優れた景観等地域資源を活用した活動に取り組んでいる。今回、白鷹町の「そばの里づくり振興会」が中心となって、地権者や担い手農家との調整を図り地域の課題となっている荒廃桑園を利活用し、そば園地を形成することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。
農地等保管保全整備(農用地保全)	中山	耕作放棄地農地復元・障害物(老木等)除去・整地等	面積 荒廃桑園 5.0ha	H20	白鷹町そばの里振興会	6,000	3,000	50%	3,000	
	鮎貝	耕作放棄地農地復元・障害物(老木等)除去・整地等	面積 荒廃桑園 2.0ha	H20	山形県酪農業協同組合	3,000	1,500	50%	1,500	本地区は、地域づくりに積極的な地域であり、酪農の盛んな地域である。今回、輸入飼料作物が高騰したことに伴い、白鷹町及び山形酪農業協同組合が中心となって、地権者や担い手農家との調整を図り地域の課題となっている荒廃桑園を利活用し、飼料作物の生産園地を形成することにより、酪農振興と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものである。
基盤整備(農業用道路)	日田中向	農道橋の改修整備	橋長18.5m 幅員 4.0m	H20～H21	寒河江市	35,000	17,500	50%	17,500	一級河川沼川に架かる主桁が木橋の橋梁で、築造後40年以上が経過し、老朽化が著しく農作業車の通行に危険が生じている状況である。木製の橋梁をコンクリート橋に改修することによって農作業車の安全性を確保し、効率的な営農の展開により農家経営の安定を図ることにより、農業従事者の定住維持を図るものである。
基盤整備(農業用排水施設)	富沢上堰	用水路工の改修整備 用水トンネルの改修補強	延長799m 幅0.8m高さ0.6 ～0.8m	H20～H21	最上町	26,000	14,300	55%	14,300	農業用水路は昭和4年に築造され、経年変化により土水路の洗掘・崩壊が著しく、またトンネル内のコンクリート損壊や剥離によって用水量の確保と維持管理に多大な労力を費やしている。用水路の改修整備を早急に行い、安定した農業用水の確保と農業従事者の維持管理や負担軽減を図ることにより、地域農業の推進と受益地内の農業従事者の定住維持に努めるものである。
基盤整備(暗きよ排水)	花沢	暗きよ排水の整備 ・本暗きよ(ポリ管) ・補助暗きよ(籾殻) 土壌改良の実施	面積16.3ha ポリ管φ75 炭カル・ヨウリン	H20～H21	今野川土地改良区	55,000	30,250	55%	30,250	転作の増加により地区内でも大豆を中心とした園芸作物の作付が増加しているが、ほ場の排水状況が悪く効率的な機械作業ができないことや作物の品質にも影響している。暗きよ排水による基盤の条件整備を行い、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持を図るものである。
基盤整備(農用地等集団化)	西郷北部	経営体育成促進換地等調整(地区内アンケート調査や換地設計基準作成などのほか、経営体育成方針の作成)	受益面積 A=332ha	H20	西郷土地改良区	13,400	7,370	55%	7,370	20a程度の区画で用排水路が兼用、浅い素掘水路のため排水状況も悪く、大型機械の導入ができない状況であり、一部、耕作放棄地が点在し、水田転作の定着や農地の集団化ができない状況である。区画整理や揚水機場の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものである。
計						194,650	102,045		102,045	

### Ⅲ 優先枠を活用する事業に関する事項

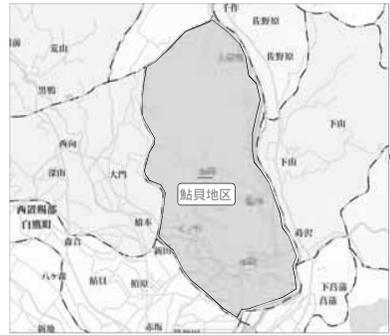
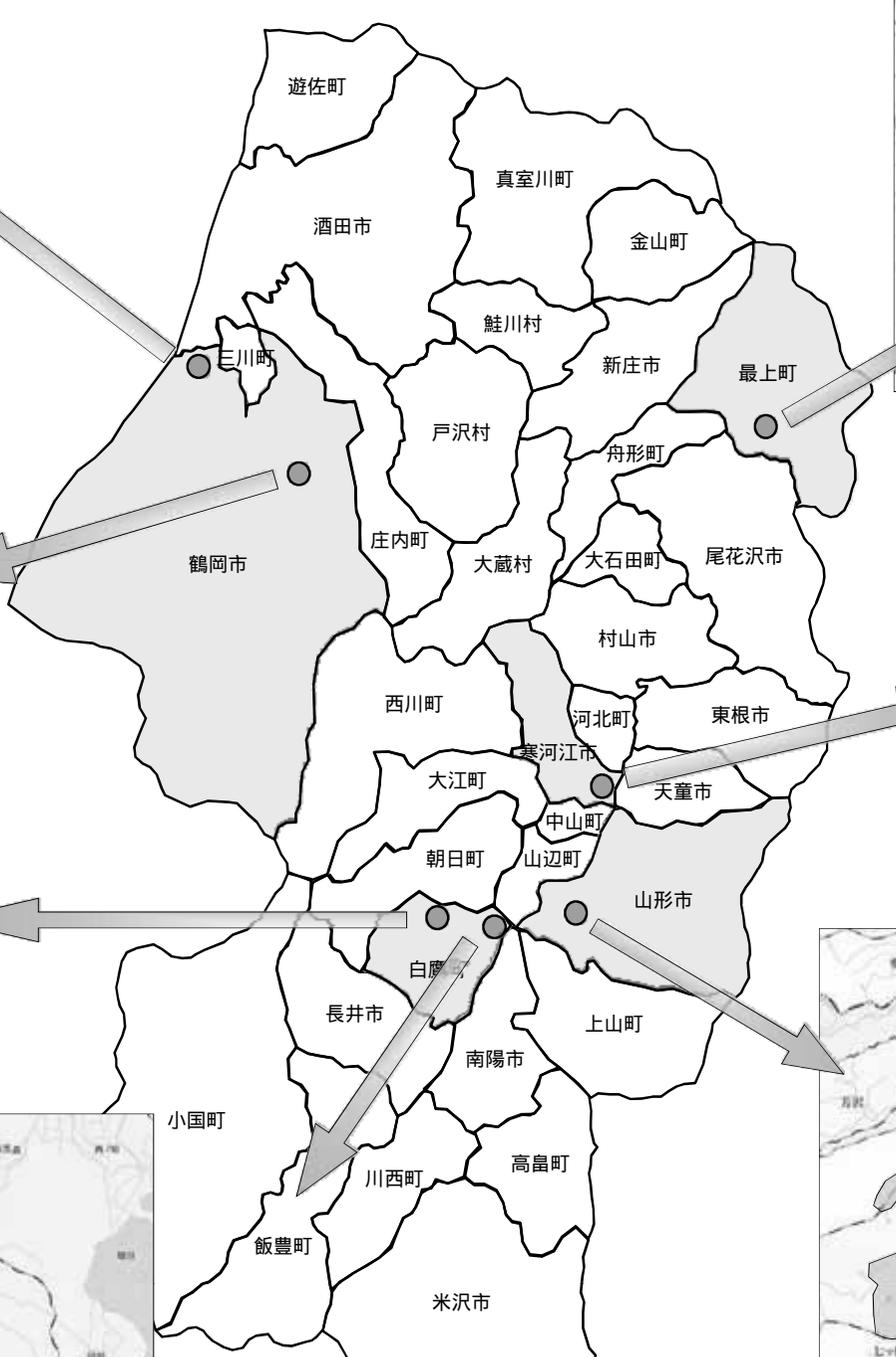
(交付対象事業別概要)

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠			
2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠			
2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠成果指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	





# 山形1期地区 活性化区域图(变更)



(参考様式2)

【実施要領様式】

## 事前点検シート (山形1期)

計画主体名	山形県		
計画期間	H20 ~ H22	総事業費(交付金)	194,650 千円( 102,045千円 )
実施期間	H20 ~ H21		

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	①農業の持続的な発展のための競争力の高い経営体の育成・支援、②水田畑地化の計画的な推進による畑作物の生産振興、③多様な主体の参画による農村づくりと快適な農村居住空間の創造の3つの基本方針による「山形県農業農村整備事業長期計画(平成18年3月)」に基づき事業計画を策定し、農業従事者の定住維持を図ることより基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成18年3月)、山形県農業農村整備長期計画(平成18年3月)に基づき、農業の持続的な発展と農村の活性化を目指すものである。 また、各市町村の農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンとの整合を図り、農業生産の基盤整備を行うことにより、農業従事者の定住維持と地域間交流の促進に寄与している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	各市町村の農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンに基づき作成した計画概要であり、実施主体である関係土地改良区やJA、集落生産組合など、地域住民との合意に基づいている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	計画の対象事業地区では、市町村、関係土地改良区、JA、集落生産組合、関係受益者等で事業推進体制が整備されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	各市町村の農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンとの整合を図り、地域住民等の合意形成を基礎とした農業生産の基盤条件の整備内容は、農業従事者の定住維持と地域間交流の促進に寄与し、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農業基盤の条件不利地の解消を図り、農業従事者の定住維持に努めるためには、実施期間2年(H20~21)並びに、事業目標の達成が可能となる計画期間3年(H20~22)の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 99,295千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 194,650千円×50%~55% = 102,045千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (遊休農地解消支援、農地等補完保全整備：村木沢地区)

計画主体名	山形県 実施主体名：山形市、山形農業協同組合		
計画期間	H20 ~ H22	総事業費(交付金)	2,700千円(1,350千円)
実施期間	H20		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、水田を中心とした土地利用型農業の効率的な生産が進められているものの、担い手不足などから耕作放棄地が見受けられるようになり課題となっている。そのため、市の遊休農地解消計画に基づき、農用地利用改善組合を中心に地権者や担い手農家との調整により、農地の復元による有効活用を行い、地域農業の推進と集落の活性化を進め、農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	市の農業振興地域整備計画の農振農用地区域内であり、農地として活用すべき農地であること、区域内に水田畑地化計画と連携してソバ団地形成する計画であり、連携は図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	村木沢地区農用地利用改善組合や転作生産組合及び山形農業協同組合を中心に土地利用計画をはじめ耕作放棄地解消後の営農計画等が取りまとめられており、受益者の合意形成は十分、得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、村木沢地区農用地利用改善組合及び転作生産組合が担っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	本地区の事業内容は地域内の260haの農地の耕作放棄地の状況を把握し、地権者や担い手との調整を行い農地の復元(2.3ha)と利活用を図り、ソバ等の産地形成を図ることで農業従事者が維持され、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画期間3年(H20~22)、実施期間1年(H20) 計画初年度に土地利用調整と農地復元を実施し、計画期間内に排水改良等基盤整備や営農指導を行い、ソバ等の産地形成を目指すものであり、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 遊休農地解消支援：-千円、農用地等補完保全整備：1,350千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 遊休農地解消支援：-千円×50% = -千円 農用地等補完保全整備：2,700千円×50% = 1,350千円 交付金要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (遊休農地解消支援、農地等補完保全整備：村木沢地区)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	—	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、本地区の事業内容は地域内の260haの農地の耕作放棄地の状況を把握し、地権者や担い手との調整を行い農地の復元(2.3ha)と利活用を図り、ソバ等の産地形成を図ることで農業従事者が維持され、効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容：地域内の260haの農地の耕作放棄地の状況を把握し、地権者や担い手との調整を行い農地の復元(2.3ha)と利活用を図り、ソバ等の産地形成を図る。 ・事業主体：山形市 調査対象面積 260ha ・事業主体：山形農業協同組合 耕作放棄地解消面積 2.3ha
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	山形市及び山形農業協同組合が事業主体であり、個人に対する交付及び目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし

項 目	チェック欄	判 断 基 準
事業費積算等は適正か 過大な積算としていないか 建設・整備コストの低減に努めているか 附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか) 備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	適 適 — —	近傍地区の実績を踏まえ、コスト縮減を図った直営施工の実績等を参考に積算しており、適正と判断している。 (農地復元 12万/10a) 請負工事ではなく、農家が主体となって行う直営施工を計画しており、コスト低減に努めている。 該当なし 該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	農地復元ヶ所は土地利用計画に基づき、今後営農すべき農地として位置づけされたものであり、適正と判断している。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、農家の償還計画等十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか 維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか) 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	— —	該当なし 該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (暗きよ排水：村木沢西部 地区)

計画主体名	山形県 実施主体名： 山形農業協同組合		
計画期間	H20 ~ H22	総事業費(交付金)	50,000 千円( 25,000千円 )
実施期間	H20 ~ H21		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、水田を中心とした土地利用型農業の効率的な生産を図るため、機械の共同利用や品質・栽培・肥培管理・集出荷・販売などを統一的行なっているが、転作田を活用した畑作物の栽培には、ほ場内の排水不良が原因で収量・品質が伸びない状況である。このため、暗きよ排水による基盤の条件整備を行い、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	県の重要施策に位置付けた「水田畑地化基盤強化対策事業」による暗きよ排水整備であり、水田を利活用した畑作物の本作化を目指すものである。また、土地改良事業管理計画に基づき、計画的に調査を行い、更には、山形市の地域水田農業ビジョンによる振興作物(そば、小麦、大豆)の栽培は、地元麺類組合との契約栽培による地産地消を図っている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	村木沢地区転作生産組合や山形農業協同組合を中心に営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成は十分、得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、地元の村木沢地区転作生産組合が担っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	農業用排水施設など暗きよ排水の整備により、ほ場内の排水機能が確保され、地域内の農業従事者の維持が図られる。本地区の事業内容は17.0haの暗きよ排水による基盤条件の整備であり、排水機能の確保に伴い農業従事者が維持され、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画期間3年(H20~22)、実施期間2年(H20~21)暗きよ排水を実施する事業であり、実施後、大豆・そば・小麦による二年三作の作付体系による畑作物の栽培により、事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 25,000千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 50,000千円×50% = 25,000千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (暗きょ排水：村木沢西部 地区)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	適	交付対象とする施設(暗きょ排水)の耐用年数は本暗渠15年～30年、補助暗渠10年～15年であり、全て5年以上の施設である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針の制定について(平成19年3月28日 18農振第1596号 農村振興局長)」に基づき、総費用総便益比の考え方で適切に実施している。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	総費用総便益比 1.08 (≥1.0)
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:本暗きょ(完全暗きょ)と補助暗きょの新設であり、山形市地域水田農業ビジョンに即した事業計画である。 事業主体:山形農業協同組合 受益面積 17.0ha (≥5ha)
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	村木沢地区転作生産組合が行なう大豆やそば、小麦を中心とした転作の本作化のため、ほ場の排水改良として暗きょ排水を施行するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	近隣地区(県営地域水田農業支援緊急整備事業「村木沢地区」)の施工実績、利用状況とその事業効果を踏まえて事業計画に反映している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	村木沢地区転作生産組合により、作物の導入計画や作付体系に基づき、施設(暗きょ排水)の有効活用が行なわれる。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	転作の本作化を行なうために必要なほ場の排水不良地を対象として整備計画を行っているが、受益地を含む周辺地域が一体となった転作計画を進めるために基盤の条件整備を行っている。

項 目	チェック欄	判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	事業費内訳書のとおり、適正な事業費の積上げを行っている。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	事業費の積上げにあたり、使用機械の検討や疎水材の検討により整備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の排水不良地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがしているか	適	施設用地は排水不良な水田であり、具体的な整備箇所は確定されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、農家の償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適	事業主体である山形農業協同組合と施設の予定管理者である村木沢地区転作生産組合で維持管理について合意しており、維持管理計画に基づき、施設の管理・運営が適正に行われる。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

## 事前点検シート (遊休農地解消支援:南部地区、農地等補完保全整備:高屋地区)

計画主体名	山形県 実施主体名: 寒河江市、寒河江市南部地区農用地利用改善組合		
計画期間	H20 ~ H22	総事業費(交付金)	3,300千円( 1,650千円)
実施期間	H20		

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、サクランボを中心とした果樹団地であり、観光農業が盛んな地域である。今回、昭和62年から続いた観光果樹園が樹木の老木化、耕作者の高齢化により、地権者との契約が平成20年度で切れることから、継続を断念したため、その後の対応について、農用地利用改善団体を中心に地権者や担い手農家との調整を図り、桃団地及び野菜団地として利活用することで、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	市の農業振興地域整備計画の農振農用地区域内であり、農地として活用すべき農地であること、周辺の観光果樹園と連携して有効活用を図る計画である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	南部地区農用地利用改善組合を中心に土地利用計画をはじめ耕作放棄地解消後の営農計画等が取りまとめられており、受益者の合意形成は十分、得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、南部地区農用地利用改善組合が担っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	本地区の事業内容は地域内の130haの農地の耕作放棄地の状況を把握し、地権者や担い手との調整を行い耕作放棄地防止対策(2.5ha)と利活用を図り、桃団地等の産地形成を図ることで耕作放棄の防止と農業従事者が維持され、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画期間3年(H20~22)、実施期間1年(H20) 計画初年度に土地利用調整と農地保全対策を実施し、計画期間内に営農計画に基づいた作付けや営農指導を行い、新たな団地形成を目指すものであり、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 遊休農地解消支援:一千円、農用地等補完保全整備:1,650千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 遊休農地解消支援 : 一千円×50% = 一千円 農用地等補完保全整備 : 3,300千円×50% = 1,650千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について (遊休農地解消支援:南部地区、農地等補完保全整備:高屋地区)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	—	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、本地区の事業内容は地域内の130haの農地の耕作放棄地の状況を把握し、地権者や担い手との調整を行い耕作放棄地防止対策(2.5ha)と利活用を図り、桃団地等の産地形成を図ることで耕作放棄の防止と農業従事者が維持され、効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:本地区の事業内容は地域内の130haの農地の耕作放棄地の状況を把握し、地権者や担い手との調整を行い耕作放棄地防止対策(2.5ha)と利活用を図り、桃団地等の産地形成を図る。 ・事業主体:寒河江市 調査対象面積 130ha ・事業主体:さがえ西村山農業協同組合 耕作放棄地対策面積 2.5ha
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	寒河江市及びさがえ西村山農業協同組合が事業主体であり、個人に対する交付及び目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし

項 目	チェック欄	判 断 基 準
事業費積算等は適正か 過大な積算としていないか 建設・整備コストの低減に努めているか 附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか) 備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	 適 適 — —	 近傍地区の実績を踏まえ、コスト縮減を図った直営施工の実績等を参考に積算しており、適正と判断している。 (農地復元 13万/10a) 請負工事ではなく、農家が主体となって行う直営施工を計画しており、コスト低減に努めている。 該当なし 該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	農地復元ヶ所は土地利用計画に基づき、今後営農すべき農地として位置づけされたものであり、適正と判断している。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、農家の償還計画等十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか 維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか) 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	 — —	 該当なし 該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (遊休農地解消支援:中山・鮎貝地区、農地等補完保全整備:中山地区)

計画主体名	山形県 実施主体名 : 白鷹町、白鷹町そばの里づくり振興会		
計画期間	H20 ~ H22	総事業費(交付金)	6,250 千円( 3,125 千円 )
実施期間	H20		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、地域づくりに積極的な地域であり、優れた景観等地域資源を活用した活動に取り組んでいる。今回、白鷹町の「そばの里づくり振興会」が中心となって、地権者や担い手農家との調整を図り地域の課題となっている荒廃桑園を利活用し、そば団地を形成することにより、地域農業の推進と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	町の農業振興地域整備計画の農振農用地区域内であり、農地として活用すべき農地であること、地域づくりと連携した「そば団地」として有効活用を図る計画である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	白鷹町及び白鷹町そばの里づくり振興会を中心に土地利用計画をはじめ耕作放棄地解消後の営農計画等が取りまとめられており、受益者の合意形成は十分、得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、白鷹町そばの里づくり振興会が担っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	本地区の事業内容は地域内の190.7haの農地の耕作放棄地の状況を把握し、地権者や担い手との調整を行い耕作放棄地の復元(5.0ha)と利活用を図り、そば団地等の産地形成を図ることで耕作放棄の防止と農業従事者が維持され、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画期間3年(H20~22)、実施期間2年(H20) 計画初年度に土地利用調整と農地復元を実施し、計画期間内に営農計画に基づいた作付けや営農指導を行い、新たな団地形成を目指すものであり、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 遊休農地解消支援:125千円、農用地等補完保全整備:3,000千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 遊休農地解消支援 : 250千円×50% = 125千円 農用地等補完保全整備 : 6,000千円×50% = 3,000千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (遊休農地解消支援:中山・鮎貝地区、農地等補完保全整備:中山地区)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	—	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、本地区の事業内容は地域内の90haの農地の耕作放棄地の状況を把握し、地権者や担い手との調整を行い耕作放棄地の復元(5.0ha)と利活用を図り、そば団地等の産地形成を図ることで耕作放棄の防止と農業従事者が維持され、効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:本地区の事業内容は地域内の90haの農地の耕作放棄地の状況を把握し、地権者や担い手との調整を行い耕作放棄地の復元(5.0ha)と利活用を図り、そば団地等の産地形成を図る。 ・事業主体:白鷹町 調査対象面積 90ha ・事業主体:白鷹町そばの里づくり振興会 耕作放棄地解消面積 5.0ha
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	白鷹町及び白鷹町そばの里づくり振興会が事業主体であり、個人に対する交付及び目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし

項 目	チェック欄	判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	近傍地区の実績を踏まえ、コスト縮減を図った直営施工の実績等を参考に積算しており、適正と判断している。 (農地復元 12万/10a)
建設・整備コストの低減に努めているか	適	請負工事ではなく、農家が主体となって行う直営施工を計画しており、コスト低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	農地復元ヶ所は土地利用計画に基づき、今後営農すべき農地として位置づけされたものであり、適正と判断している。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、農家の償還計画等十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (農地等補完保全整備:鮎貝地区)

計画主体名	山形県 実施主体名 : 山形県酪農業協同組合		
計画期間	H20 ~ H22	総事業費(交付金)	3,000 千円( 1,500千円)
実施期間	H20		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、地域づくりに積極的な地域であり、畜産の盛んな地域である。今回、輸入飼料作物が高騰したことに伴い、白鷹町及び山形酪農業協同組合が中心となって、地権者や担い手農家との調整を図り地域の課題となっている荒廃桑園を利活用し、飼料作物の生産団地を形成することにより、畜産振興と集落の活性化による農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	町の農業振興地域整備計画の農振農用地区域内であり、農地として活用すべき農地であること、地域の畜産振興と連携した「飼料作物の生産団地」として有効活用を図る計画である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	白鷹町及び山形酪農業協同組合を中心に土地利用計画をはじめ耕作放棄地解消後の営農計画等が取りまとめられており、受益者の合意形成は十分、得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、白鷹町及び山形県酪農業協同組合が担っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	本地区の事業内容は地域内の100.7haの農地の耕作放棄地の状況を把握し、地権者や担い手との調整を行い耕作放棄地の復元(2.0ha)と利活用により、飼料作物の生産団地化を推進することで耕作放棄の解消と酪農振興による農業従事者の維持が図られ、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画期間3年(H20~22)、実施期間1年(H20) 計画初年度に土地利用調整と農地復元を実施し、計画期間内に営農計画に基づいた作付けや営農指導を行い、新たな団地形成を目指すものであり、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 農用地等補完保全整備:3,000千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率)= 農用地等補完保全整備 :3,000千円×50%=1,500千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について (農地等補完保全整備:鮎貝地区)

項 目	チェック欄	判 断 基 準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	—	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、本地区の事業内容は地域内の180haの農地の耕作放棄地の状況を把握した結果に基づき、地権者や担い手との調整を行い耕作放棄地の復元(2.0ha)と利活用を図り、そば団地等の産地形成を図ることで耕作放棄の防止と農業従事者が維持され、効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:本地区の事業内容は地域内の180haの農地の耕作放棄地の状況を把握した結果に基づき、地権者や担い手との調整を行い耕作放棄地の復元(2.0ha)と利活用を図り、そば団地等の産地形成を図る。 ・事業主体:山形酪農業共同組合 耕作放棄地解消
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	山形県酪農業共同組合が事業主体であり、個人に対する交付及び目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし

項目	チェック欄	判断基準
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	近傍地区の実績を踏まえ、コスト縮減を図った直営施工の実績等を参考に積算しており、適正と判断している。 (農地復元 15万/10a)
建設・整備コストの低減に努めているか	適	請負工事ではなく、農家が主体となって行う直営施工を計画しており、コスト低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	農地復元ヶ所は土地利用計画に基づき、今後営農すべき農地として位置づけされたものであり、適正と判断している。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、農家の償還計画等十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	—	該当なし
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

事前点検シート (農業用道路 : 日田中向 地区)

計画主体名	山形県 実施主体名: 寒河江市		
計画期間	H20 ~ H22	総事業費(交付金)	35,000千円( 17,500千円)
実施期間	H20 ~ H21		

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は一級河川沼川に架かる主桁が木橋の橋梁で、築造後40年以上が経過し、老朽化が著しく農作業車の通行に危険が生じている状況である。 このため、木製の橋梁をコンクリート橋に改修することによって農作業車の安全性を確保し、効率的な営農の展開により農家経営の安定を図ることにより、農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農業農村整備長期計画(平成18年3月)に位置付けた畑地の農道整備であり、また、土地改良事業管理計画に基づき、計画的に調査を行い、樹園地では、観光果樹園としての整備も踏まえて積極的に農道の整備を行う計画である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	寒河江市と地元関係農業者の合意形成を図ったうえでの事業計画である。
事業の推進体制は確立されているか。	適	受益地内の農業従事者で組織するさくらんぼ生産組合を中心とした推進体制である。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	農業用施設である農道橋の整備により、受益地内の農作業車の安全と通作交通が確保され、効率的な営農体系の確立により、受益地内の農業従事者の維持が図られ、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	農道橋の改修整備であり、事業の実施期間は2年(H20~21)、計画期間3年(H20~22)は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 17,500千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 35,000千円×50% = 17,500千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について (農業用道路 : 日田中向 地区)

項目	チェック欄	判断基準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	適	交付対象とする施設(農道橋)の耐用年数は鉄筋コンクリート60年であり、5年以上の施設である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針の制定について(平成19年3月28日 18農振第1596号 農村振興局長)」に基づき、総費用総便益比の考え方で適切に実施している。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	総費用総便益比 1.31 (≥1.0)
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:農業用道路の橋梁の改修整備である。事業主体:寒河江市 受益面積 17.8ha (≥5ha)
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	さくらんぼを中心とした果樹園地帯の農業用道路で、木橋からコンクリート橋に改修するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	近隣地区の農道橋の利用状況とその事業効果を踏まえて事業計画に反映している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	さくらんぼ生産組合など受益地内の農業従事者により、農作業を目的とした車輛の通行が見込まれる。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	既存橋梁の改修整備であり、橋梁前後の農道幅員と整合を図ることにより、施設規模は適切である。

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か 過大な積算としていないか 建設・整備コストの低減に努めているか 附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか) 備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	 適 適 — —	 事業費内訳書のとおり、適正な事業費の積上げを行っている。 事業費の積上げにあたり、橋梁の構造や架設計画などの検討により整備コストの低減に努めている。 該当なし 該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所は既設農道橋の改修整備であり、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	施設用地は既設農道橋の改修整備であり、施設用地は確保されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、農家の償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか 維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか) 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	 適 —	 事業主体である寒河江市が施設の予定管理者であり、維持管理計画に基づき施設の管理・運営が適正に行われる。 該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

## 事前点検シート（農業用排水施設：富沢上堰 地区）

計画主体名	山形県 実施主体名： 最上町		
計画期間	H20 ～ H22	総事業費(交付金)	26,000千円( 14,300千円)
実施期間	H20 ～ H21		

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区の農業用水路は昭和4年に築造され、経年変化により土水路の洗掘・崩壊が著しく、またトンネル内のコンクリート損壊や剥離によって用水量の確保や維持管理に多大な労力を費やしている。このため、用水路の改修整備を早急に行い、安定した農業用水の確保と農業従事者の維持管理や負担軽減を図ることにより、地域農業の推進と受益地内の農業従事者の定住維持に努めるものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	土地改良事業管理計画に基づき、計画的に調査を行い、更には最上町水田農業ビジョンの基本方針に沿った経営基盤の確立と最上町農業振興地域整備計画との連携により、基幹的な水利施設の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	最上町東部土地改良区をはじめ、生産組合を中心とした受益者への事業説明など合意形成を図っている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	本地区は最上町の支援体制はもとより、事業の推進体制としては、最上町東部土地改良区と地元生産組合が担っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	農業用排水施設の整備により、用水の安定確保と施設の維持管理費用の低減が図られ、受益地及び地域内の農業従事者の維持が確保される。本地区の事業内容は延長L=799mの用水路の改修整備であり、安定した用水機能の確保に伴い、農業従事者が維持され、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画期間3年(H20～22)、実施期間2年(H20～21) 農業用水路の改修整備を行う地区であり、事業期間2か年を想定し、農業用水の安定供給や維持管理の低減など持続的な農業経営を図るためには、計画期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 14,300千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率)=26,000千円×55%=14,300千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について (農業用排水施設：富沢上堰 地区)

項目	チェック欄	判断基準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではないか。	適	新規に取り組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	適	交付対象とする施設の耐用年数は水路工30年、トンネル補強工20年であり、全て5年以上の施設である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	「土地改良事業における経済効果の測定方法について(昭和60年7月1日 60構改C第688号 構造改善局長)」に基づき、費用対効果を適切に実施している。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	総費用総便益比 1.40 (≥1.0)
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:農業用排水施設の変更(改修整備)であり、受益面積は59.7ha(>5ha)で農業用排水施設等の整備・保全が見込まれる。なお、事業主体は最上町であり、要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	最上町東部土地改良区が管理する農業用排水施設の改修整備に対して交付するものであり、また農業用排水施設以外の目的外使用はない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	最上町東部土地改良区が管理する農業用排水施設の改修整備であり、受益面積59.7haの水田にかんがいする施設である。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	施設の整備計画にあたり、水路断面やルートなど経済性や合理性を総合的に判断し計画を行っており、環境配慮も行いながら地域一帯となった農業基盤の条件整備を計画している。

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか	適 事業費内訳書のとおり、適正な事業費の積上げを行っている。
	建設・整備コストの低減に努めているか	適 事業費の積上げにあたり、水路断面や構造、施行計画、地域発生資材である再生砕石の有効活用など整備コストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	— 該当なし
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	— 該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所は既存の農業用水路の整備改修であり、現況の水路敷地内にコンクリート二次製品水路を布設するため、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	現況の水路敷地内にコンクリート二次製品水路を布設し、また、トンネルを補強する工事であり、既存施設用地は確保されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、最上町及び最上町東部土地改良区と負担協議は了しており、適正な資金調達計画と償還計画は十分に検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適 事業主体である最上町と予定管理者である最上町東部土地改良区が維持管理について合意しており、維持管理計画に基づき施設の管理・運営が行われる。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	— 該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

## 事前点検シート（暗きょ排水：花沢地区）

計画主体名	山形県 実施主体名：今野川土地改良区		
計画期間	H20～H22	総事業費(交付金)	55,000千円(30,250千円)
実施期間	H20～H21		

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、転作の増加により地区内でも大豆を中心とした園芸作物の作付が増加しているが、ほ場の排水状況が悪く効率的な機械作業ができないことや作物の品質にも影響している。 このため、暗きょ排水による基盤の条件整備を行い、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の推進と集落の活性化により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	県の重要施策に位置付けた「水田畑地化基盤強化対策事業」による暗きょ排水整備であり、水田を利活用した畑作物の本作化を目指すものである。 また、土地改良事業管理計画に基づき、計画的に調査を行い、更には、山形市の地域水田農業ビジョンによる振興作物(そば、小麦、大豆)の栽培は、地元麺類組合との契約栽培による地産地消を図っている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	花沢転作飼料生産組合や山荒川大豆組合、JA庄内田川を中心に営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成は十分得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、鶴岡市羽黒町はもとより、地元の花沢転作飼料生産組合や山荒川大豆組合を中心に今野川土地改良区が担っている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	農業用排水施設など暗きょ排水の整備により、ほ場内の排水機能が確保され、地域内の農業従事者の維持が図られる。 本地区の事業内容は16.3haの暗きょ排水による基盤条件の整備であり、排水機能の確保に伴い農業従事者が維持され、目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画期間3年(H20～22)、実施期間2年(H20～21) 暗きょ排水を実施する事業であり、実施後、大豆やえだまめ等の畑作物や耕畜連携による飼料作物などの栽培により、事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 30,250千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 55,000千円×55% = 30,250千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について (暗きょ排水 : 花沢地区)

項目	チェック欄	判断基準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	適	交付対象とする施設(暗きょ排水)の耐用年数は本暗渠15年～30年、補助暗渠10年～15年であり、全て5年以上の施設である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針の制定について(平成19年3月28日 18農振第1596号 農村振興局長)」に基づき、総費用総便益比の考え方で適切に実施している。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	総費用総便益比 1.47 (≥1.0)
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:本暗きょ(完全暗きょ)と補助暗きょの新設であり、鶴岡市地域水田農業ビジョンに即した事業計画である。事業主体:今野川土地改良区 受益面積 16.3ha (≥5ha)
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	花沢転作飼料生産組合や山荒川大豆組合が行なう大豆やえだまめを中心とした転作の本作化のため、ほ場の排水改良として暗きょ排水を施行するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	近隣地区(県営地域水田農業支援緊急整備事業「大山地区」)の施工実績、利用状況とその事業効果を踏まえて事業計画に反映している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	花沢転作飼料生産組合、山荒川大豆組合により、作物の導入計画や作付体系を決定し、施設(暗きょ排水)の有効活用が行なわれる。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	転作の本作化を行なうために必要なほ場の排水不良地を対象として整備計画を行っているが、受益地を含む周辺地域が一体となった転作計画を進めるために基盤の条件整備を行っている。

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か 過大な積算としていないか 建設・整備コストの低減に努めているか 附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか) 備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	 適 適 — —	 事業費内訳書のとおり、適正な事業費の積上げを行っている。 事業費の積上げにあたり、使用機械の検討や疎水材の検討により整備コストの低減に努めている。 該当なし 該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所はほ場の排水不良地を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	施設用地は排水不良な水田であり、具体的な整備箇所は確定されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、鶴岡市と今野川土地改良、地元農家とで負担協議は了しており、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか 維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか) 収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	 適 —	 事業主体である今野川土地改良区が施設の予定管理者であり、維持管理計画に基づき、施設の管理・運営が適正に行われる。 該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

【実施要領様式】

## 事前点検シート (農用地等集団化:西郷北部地区)

計画主体名	山形県 実施主体名: 西郷土地改良区		
計画期間	H20 ~ H22	総事業費(交付金)	13,400 千円( 7,370 千円 )
実施期間	H20 ~ H20		

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断基準
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	適	本地区は、20a程度の区画で用排水路が兼用、浅い素掘水路のため排水状況も悪く、大型機械の導入ができない状況であり、一部、耕作放棄地が点在し、水田転作の定着や農地の集団化ができない状況である。このため、区画整理や揚水機場の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、安定した農業経営の確立や地域農業の推進、集落の活性化等により農業従事者の定住維持を図るものであり、基本方針と適合する。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調査等が図られているか。	適	山形県農林水産業振興計画(平成18年3月)に基づき、多様な担い手の確保として競争力の高い経営体の育成を図るとともに、山形県農業農村整備長期計画(平成18年3月)に基づき、食を担う経営体育成のための優良農地の維持保全に努めている。また、鶴岡市農業振興地域整備計画及び鶴岡地域水田農業ビジョンとの整合を図り、生産基盤の整備を行う。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか。	適	西郷土地改良区を中心に西沼、長崎、西茨新田、東茨新田、道地集落の生産組合が主体となって、営農計画や事業計画を取りまとめ、受益者の合意形成は十分、得られている。
事業の推進体制は確立されているか。	適	事業の推進体制としては、鶴岡市はもとより、西郷土地改良区をはじめ、西郷北部地区経営体育成基盤整備事業推進委員会を設立(H19.6.29)し、事業の推進に努めている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか。	適	区画整理や揚水機場の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ目標との整合性は確保される。
計画期間・実施期間は適切か。	適	計画期間3年(H20~22)、実施期間1年(H20) 農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、区画整理や揚水機場の改修など基盤整備の円滑化として事業目標の達成が可能となるため、期間の設定は適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	適	交付金要望額 7,370千円 交付限度額(事業費×交付額算定交付率) = 13,400千円×55%=7,370千円 交付要望額は交付限度額の範囲内である。

## 2 個別事業について (農用地等集団化:西郷北部地区)

項目	チェック欄	判断基準
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではないか。	適	新規に取組むものであり、自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか。	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。	—	該当なし
事業による効果の発現は確実に見込まれるか。		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定。
上記の費用対効果による算定結果が1.0以上となっているか。	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金算定要領第2の3の規定により、投資効率=1.0で算定。 なお、区画整理や揚水機場の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成することにより、基盤整備の円滑化が図られ、事業による効果の発現は確実に見込まれる。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	事業内容:区画整理や揚水機場の改修など、基盤条件の整備を行うために農用地集団化として換地設計基準を作成する。事業主体:西郷土地改良区 受益面積:332ha(>5ha) 平成21~22年度内に経営体育成基盤整備事業として実施予定。
個人に対する交付ではないか。また目的外使用のおそれがないか	適	受益面積 332haを対象とした経営体育成基盤整備事業の着手を前提に、西郷土地改良区が実施する農用地集団化として換地設計基準を作成するものであり、目的外使用はない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当なし
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当なし

項 目		判 断 基 準
事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか	適 事業費内訳書のとおり、適正な事業費の積上げを行っている。
	建設・整備コストの低減に努めているか	適 必要最小限の事業費積上げを行っており、コストの低減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	— 該当なし
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	— 該当なし
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適性か	適	整備予定箇所は茨新田揚水機場及び村上揚水機場のかんがい受益を対象としており、農業者の利便性や施設設置の目的は適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	事業実施主体の負担については、鶴岡市と西郷土地改良区で負担協議を了しており、償還計画、資金調達計画など十分検討されている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	適 事業主体である西郷土地改良区が施設の予定管理者であり、維持管理計画に基づき、施設の管理・運営が適正に行われる。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	— 該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。